

令和6年4月5日

岩倉市内小中学校
児童生徒及び保護者の皆様

岩倉市教育委員会
岩倉市立岩倉中学校

定期健康診断に関するお知らせについて

日ごろは、本市の教育行政推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、小中学校健康診断における心電図検査につきまして、学校保健安全法施行規則では、児童生徒の健康診断における心電図検査を小学校2年生以上の児童、中学校2年生以上の生徒については、検査対象から除くことができると規定しています。

これまで、本市では、小学校1、3、5年生、中学校1、3年生を対象として心電図検査を実施してきましたが、法令の規定及び愛知県内の他市の状況を勘案し、令和6年度から、実施学年を変更します。

また、定期健康診断の未受診時の対応につきましては、原則として、以下のような対応としますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 心電図検査の実施学年の変更について

【令和5年度まで】

区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	(高1)
	実施	(実施)								

【令和6年度】(令和5年度の小3が連続で実施することとなるため、移行期間とします。)

区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	(高1)
	実施				実施		実施			(実施)

【令和7年度から】

区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	(高1)
	実施			実施			実施			(実施)

※高校1年生は学校健康診断において心電図検査が必須です。

2 定期健康診断の未受診時の対応について

お子様が、各学校で設定した健康診断の日に、ご欠席等の理由により受診することができなかった場合は、他の学年の健診日に受診できるよう、できる限り配慮しています。

学校で受診できなかった児童生徒のご家庭には、その旨を学校よりご連絡いたします。その際は、各ご家庭において学校医で受診していただきますようお願いいたします。

(問合先) 岩倉市教育委員会学校教育課 電話 0587-38-5818
岩倉市立岩倉中学校 電話 0587-37-1208